

Q1：研修認定薬剤師制度とは何でしょうか。

医学・薬学分野などでは進歩が激しい時代です。薬剤師免許を得て薬剤師となった後、薬剤師は期待される職務を果たすためには生涯にわたっての継続的学習が必須です。

薬剤師が一定期間に適正な研修を受け、定められた単位取得ができるように制度化したのが研修認定薬剤師制度です。

薬剤師が必要な能力・適性を常に維持するために生涯学習を自己責任のもとで行っていき、この証明を受け世の中に明らかに示すことで各種の認定や専門薬剤師申請資格が得られます。

Q2：研修認定薬剤師とは何でしょうか。

薬剤師が一定期間に適正な研修を受け、定められた単位を取得した時、プロバイダーにより内容を評価のうえ認定された薬剤師が研修認定薬剤師です。

生涯研修を実施するためにプロバイダー（研修実施機関）があります。

埼玉県病院薬剤師会生涯研修プロバイダー（G15）は薬剤師認定制度認証機構（CPC）における共通の基準に基づいた評価と認証がなされたプロバイダーのひとつです。従って私どもが付与した研修単位は他のプロバイダーの研修単位と互換性があります。

Q3：研修認定薬剤師となるとどんなメリットがありますか。

研修会に出席し研鑽を重ねることは、変化する社会需要と医療環境に伴うあらゆる場面に専門職として対応できることになるでしょう。また病める方々の心を理解し尊重すること、また正しい薬学的評価によりの確な判断や責任ある行動ができることにもなるでしょう。

生涯学習によりジェネラリストとしての総合的職能が向上します。このことは自らが薬剤師として業務に従事していく目標とすることで自分自身のレベルアップにもなります。そして専門薬剤師としての資格を取得する規範となり、究極的には正に人や社会に役立つことができるはずです。

Q4：現在勤務していない薬剤師でも参加できますか。

生涯学習は自己責任のもとで行います。

研修会により参加資格など規定している場合もありますが内容を確認して参加しましよ

う。

Q5：薬剤師研修手帳は何のためにありますか。

生涯研修を実施するプロバイダー（研修実施機関）ごとに研修終了後、研修内容や時間を証明するために受講シールが付与されます。このシールの保管管理のため、また研修状況を証明する情報源として研修手帳があります。

Q6：研修認定薬剤師となる条件は何ですか。

研修参加は薬剤師の自己研鑽です。薬剤師であることが絶対条件です。生涯研修を実施するプロバイダー（研修実施機関）ごとに詳細に規程が設けられております。認定申請をするプロバイダー（研修実施機関）に照会してください。

Q7：認定をめざしての研修開始はいつからにすればよいでしょうか。

研修参加は薬剤師の自己研鑽です。いつからでもかまいません、すぐに開始することをお勧めいたします。

Q8：最初の認定を受けるまでの期間はどのくらいでしょうか。

埼玉県病院薬剤師会生涯研修センター（G15）の場合、新規の認定は4年以内に40単位の取得が条件です。ただし毎年5単位以上を取得していなければなりません。早い方では1年以内に認定申請される場合もあります。

Q9：認定申請時、薬剤師研修手帳に貼付された受講シールはどのプロバイダーのものでも良いのでしょうか。

Q2で触れておりますとおり、薬剤師認定制度認証機構（CPC）の認証を受けたプロバイダーの受講シールは互換性があります。埼玉県病院薬剤師会生涯研修センター（G15）の場合はいずれのプロバイダーの受講シールでも同等に扱います。

Q10：受講シールの入手はどうすればよいでしょうか。

埼玉県病院薬剤師会生涯研修センターの受講シールは本会主催、共催の研修で研修終了後付与されます。単位数は各研修会のポスターに明記されております。

また埼玉県病院薬剤師会の研修会ではアンケート用紙回収と引き換えに受講シールが付与されます。

Q11：地域や学会の研修に参加しても受講シールが発行されない場合はどうすればよいのでしょうか。

埼玉県病院薬剤師会生涯研修センターの場合、薬剤師研修手帳内（実施要綱 8 研修受講シールの請求と付与）に明記されている方法で単位請求を行ってください。

Q12： G15（埼病薬生涯研修センター）の研修会で、G01（日本薬剤師研修センター）の受講シールを出してほしいがなぜ選べないのでしょうか。

G15（埼病薬生涯研修センター）と G01（日本薬剤師研修センター）はどちらも薬剤師認定制度認証機構（CPC）から認証を受けた同等のプロバイダーです。各々が開催する研修会では自前の受講シールを付与します。

Q13：研修認定薬剤師カード申請時、自動車運転免許証やパスポート（写真付き証明書）を持っていません。どうしたらよいのでしょうか。

研修認定薬剤師カードには申請者本人の顔写真が印刷されます。申請者本人の顔を証明していただくために、自動車運転免許証やパスポート（写真付き証明書）のコピー提出をお願いしております。

どちらもない場合は事務局（TEL 048-825-2262）にご相談ください。

Q14：認定申請時手数料を先に振り込むようになっていますがその後申請が認められない時は申請料の返金がありますか。

一旦、振り込まれた手数料の返却は原則いたしません。また過去に申請が認められないケースはありません。先に認定申請時手数料を振り込んで頂くのは事務手続きの手違い防止のためでもあります。